

## 主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
- 届出状況については、社会保険事務局において閲覧に供することとしている。
- 保険医療機関数の推移

		平成14年	平成15年	平成16年
病院	施設数	9,145	9,171	9,119
	病床数	1,531,444	1,541,682	1,554,105
有床診療所	施設数	15,172	13,282	13,829
	病床数	174,423	164,346	162,826

### 1 初診料関係

(1) 紹介患者加算 (病院における紹介患者を診療するという機能を評価し、初診料に加算)

	施設基準の説明	届出医療機関数 (病院数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
紹介患者加算1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率80%以上</li> <li>・特定機能病院：紹介率80%以上</li> </ul>	40	47	69
紹介患者加算2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率60%以上</li> <li>・特定機能病院：紹介率60%以上</li> </ul>	14	20	27
紹介患者加算3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率50%以上</li> <li>・地域医療支援病院以外の病院：紹介率50%以上</li> </ul>	183	213	251
紹介患者加算4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上</li> <li>・地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上</li> </ul>	783	929	1,041
紹介患者加算5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率20%以上</li> <li>・地域医療支援病院以外の病院：紹介率20%以上</li> </ul>	555	539	585

## 2 入院料等関係

### (1) 入院基本料

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／中段：病棟数／下段：病床数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じてI群1～5、II群3～5に区分	6,240	6,067	5,903	
		17,352	16,874	16,433	
		808,157	782,908	752,324	
療養病棟入院基本料	・療養病棟における看護配置・看護師比率、看護補助配置に応じて1及び2に区分 ※ 平成16年改正 3～7の区分を廃止	3,325	3,510	3,715	
		4,487	4,807	4,993	
		172,348	179,940	191,979	
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1～7に区分	318	300	287	
		415	386	354	
		16,414	14,601	12,545	
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1～7に区分	1,458	1,448	1,439	
		4,401	4,446	4,086	
		249,330	240,103	228,584	
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般、結核又は精神病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じてI群の1及び2、II群1～3に区分	一般病棟	82	81	81
			1,475	1,448	1,457
			67,283	65,890	65,847
		結核病棟	18	18	15
			18	18	15
			490	463	337
		精神病棟	76	75	75
			83	81	81
			3,774	3,673	3,671
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分	13	14	17	
		110	122	146	
		5,084	5,516	6,593	
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護配置・看護師比率に応じて1～5に区分	236	298	389	
		518	594	775	
		22,974	26,579	32,299	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／中段：病棟数／下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じてI群1～3、II群3及び4に区分	11,566	10,925	12,248
		—	—	—
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの	137,848	129,732	136,796
		2,081	2,072	1,990
		—	—	—
		15,401	15,650	14,507

(2) 入院基本料加算

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
入院時医学管理加算	・常勤の医師数が許可病床数の12%以上 ・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下	102	114	136
		37,173	43,596	35,834
紹介外来加算	・許可病床数200床以上 ・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上	488	645	765
		223,150	288,423	332,303
紹介外来特別加算	・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下	162	206	234
		57,784	75,567	83,170
急性期入院加算	・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上 ・当該一般病棟入院患者の平均在院日数が17日以内 ・診療録管理体制加算の届出、医療安全管理体制の整備等	332	376	470
		119,298	132,906	174,233
急性期特定入院加算	・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率30%以上 ・地域医療支援病院以外の病院：紹介率30%以上 ・当該一般病棟入院患者の平均在院日数が17日以内 ・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下 ・診療録管理体制加算の届出、医療安全管理体制の整備等	19	41	76
		6,701	14,514	27,011
地域医療支援病院入院診療加算2	・地域医療支援病院：地域医療支援病院紹介率80%以上	25	30	49
		6,064	8,402	17,187

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
臨床研修病院入院診療加算 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独型又は管理型臨床研修指定病院(大学病院を含む)</li> <li>・診療録管理体制加算を算定している</li> <li>・「研修医」2.5人につき指導医(臨床研修7年以上)1人以上等</li> </ul>	—	—	587	
診療録管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1名以上の診療記録管理者の配置</li> <li>・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備等</li> </ul>	1,032 373,211	1,263 434,862	1,590 530,425	
特殊疾患入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、療養病棟又は精神病棟</li> <li>・入院患者数と看護職員数及び看護補助者数の比が2対1以上</li> </ul>	301 31,785	556 51,076	851 76,941	
新生児入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児入院医療管理が必要な新生児を概ね7割以上入院させている一般病棟の病室</li> <li>・小児科医師の常時配置</li> <li>・入院患者数と看護職員数の比が常時6対1以上等</li> </ul>	74 904	66 779	64 681	
療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室等</li> </ul>	1,075 120,577	1,226 145,687	1,404 163,461	
重症者等療養環境特別加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時監視を要し、重傷者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置</li> <li>・療養に適している個室又は2人部屋の病床</li> </ul>	2,133 51,880	2,216 54,835	2,286 73,086	
療養病棟療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている機能訓練室、適切な施設</li> <li>・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置</li> <li>・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅等に応じて1～3に区分</li> </ul>	1	1,625 114,621	1,761 116,564	1,919 125,850
		2	914 46,922	930 47,458	1,007 51,964
		3	245 13,855	221 12,559	209 11,097
診療所療養病床療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室</li> <li>・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置</li> <li>・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	771 6,614	775 6,864	788 6,986
		2	1,533 12,296	1,481 11,940	1,440 12,031
緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケア診療を行うにつき十分な体制の整備</li> <li>・財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている</li> </ul>	20 —	29 —	34 —	
精神科応急入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院</li> <li>・医療保護入院のための必要な専用病床の確保</li> </ul>	162 11,529	176 8,029	186 4,359	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
		精神病棟入院時医学管理加算	140 24,046	152 25,257
児童・思春期精神科入院医療管理加算	7 430	7 478	8 547	

(3) 特定入院料

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
		救命救急入院料	157 4,709	159 4,724
特定集中治療室管理料	452 3,600	473 3,536	509 3,928	
ハイケアユニット入院医療管理料 (平成16年新設)	— —	— —	18 190	
新生児特定集中治療室管理料	202 1,430	207 1,345	215 1,503	
総合周産期特定集中治療室管理料	31	35	39	
母体・胎児集中治療室管理料	(病床数) 268	(病床数) 294	(病床数) 312	
新生児集中治療室管理料	(病床数) 394	(病床数) 449	(病床数) 488	
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	23 65	26 81	28 57	
一類感染症患者入院医療管理料	5 8	7 12	8 14	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：病床数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
特殊疾患入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室</li> <li>・ 入院患者数と看護職員及び看護補助者の数の比が2対1以上</li> <li>・ 病棟における5割以上が看護職員（うち2割以上以上が看護師）等</li> </ul>	48 604	57 1,492	58 855	
小児入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院</li> <li>・ 医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置等</li> <li>・ 常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～3に区分</li> <li>※ 平成16年改正 小児入院医療管理料1の在院日数の要件が14日以内から21日以内に変更</li> <li>小児入院医療管理料1及び2の混在した届出が可能（平成16年改正前は、条件付きで1病棟に限度で届出可能）</li> </ul>	1	52 2,087	66 2,671	121 5,978
		2	171 5,493	227 7,220	218 6,659
		3	138 —	133 —	115 —
回復期リハビリテーション病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院</li> <li>・ 入院患者数と看護職員数（うち4割以上が看護師）の比が3対1以上</li> <li>・ 入院患者数と看護補助者数の比が6対1以上</li> <li>・ リハビリテーション科の医師、理学療法士、作業療法士の配置</li> </ul>	一般病棟	232 (病棟数) 93 (病床数) 4,082	398 (病棟数) 195 (病床数) 8,765	521 (病棟数) 255 (病床数) 11,538
		療養病棟	(病棟数) 178 (病床数) 8,512	(病棟数) 274 (病床数) 12,970	(病棟数) 401 (病床数) 16,271
亜急性期入院医療管理料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護配置2.5対1以上</li> <li>・ 病棟の看護職員の最小必要数の7割以上が看護師</li> <li>・ 在宅復帰支援担当者の配置</li> <li>・ 退院患者の6割以上が居宅等へ退院している等</li> </ul>	— —	— —	327 3,843	
特殊疾患療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院患者数と看護職員数及び看護補助者数の比が2対1以上</li> <li>・ 5割以上の看護職員（うち2割以上以上が看護師）</li> <li>・ 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させる一般病棟、療養病棟又は精神病棟</li> <li>・ 該当患者の症状等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	85 5,405	144 8,385	172 9,430
		2	102 7,406	200 13,282	246 15,434
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院</li> <li>・ 入院患者数と看護師数の比が1.5対1以上等</li> </ul>	116 2,176	125 2,423	140 2,689	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>入院患者数と常勤医師数の比が1.6対1以上</li> <li>当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置</li> <li>入院患者数と看護師数の比が2対1以上</li> <li>精神科救急医療施設 等</li> </ul>			
		1	8	14
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟</li> <li>精神科救急医療施設</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等</li> <li>看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	50	329	602
		2	11	12
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 等</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	91	101	124
		4,696	5,223	6,516
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 等</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	9	11	12
		480	555	696
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 等</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	571	620	678
		67,577	73,247	80,325
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 等</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	32	17	9
		2,852	1,252	641

3 短期滞在手術基本料（日帰り手術、1泊2日入院による手術を行うための環境及び必要な術前・術後の管理や定期的な検査、画像診断、麻酔管理を包括的に評価）

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
短期滞在手術基本料	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	69	82	87
		43	59	72
短期滞在手術基本料	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	82	87	96
		18	23	25

#### 4 指導管理等

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
高度難聴指導管理料	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、耳鼻咽喉科に十分な経験を有する常勤医師配置	780 1,819	693 1,873	723 1,891
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	1,440 14,653	1,387 14,967	1,375 15,149
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ※ 平成16年改正 連携する他医療機関の医師数を5名から3名に変更、診療体制を常時から夜間・休日・深夜に変更、他医療機関の医師のみ算定から当院医師も算定可に変更	(医療機関数) 10 (連携数) 136	(医療機関数) 17 (連携数) 186	(医療機関数) 173 (連携数) 1,226
手術前医学管理料	・手術前に行われる検査結果に基づき計画的な医学管理を実施	1,188 1,587	1,215 1,615	1,229 1,639
開放型病院共同指導料(1)	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 ※ 平成16年改正 2次医療圏の1つの診療科主とする当該病院の開設者と関係のない10以上の診療所の医師又は歯科医師の登録、当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録と施設基準を追加	(医療機関数) 480 (病床数) 19,767	(医療機関数) 550 (病床数) 22,305	(医療機関数) 621 (病床数) 24,744
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	(病院数) 5,231	(病院数) 5,367	(病院数) 5,432

#### 5 在宅医療

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
在宅時医学管理料	・診療所又は許可病床数200床未満の病院 ・緊急時の入院体制の整備 等	1,060 5,992	1,087 6,337	1,080 6,661
在宅末期医療総合診療料	・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備 ・緊急時の入院体制の整備	863 4,423	895 4,880	913 5,235
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険薬局	(薬局数) 28,012	(薬局数) 29,880	(薬局数) 31,528



6 検査

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
血液細胞核酸増幅同定検査	・院内検査を行っている病院、診療所 ・臨床検査を専ら担当する常勤医師の配置 等	475 0	474 0	473 0	
検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を専ら担当する常勤医師の有無に応じて、1及び2に区分	1	2,961 105	3,123 123	3,265 155
		2	653 1	691 1	737 1
テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 (受信側) ・病理検査を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	31 3	39 0	46 0
		受信側	16 —	20 —	20 —
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	312 0	328 1	340 1	
人工臓腑	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(医療機関数) 94	(医療機関数) 94	(医療機関数) 94	
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	239 0	244 0	247 0	
神経磁気診断 (平成16年新設)	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・3年以上の経験を有する常勤医師の配置 等	— —	— —	18 0	
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施	10 0	9 0	8 0	
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具	168	195	208	
		117	138	154	

## 7 画像診断

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
画像診断管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線科を標榜する医療機関</li> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師の配置</li> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師により、全ての核医学診断、コンピュータ断層診断が行われているかに応じて、1及び2に区分等</li> </ul>	1	662 72	698 96	720 117
		2	703 0	811 0	834 0
遠隔画像診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 (受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院	送信側	44 4	41 11	75 13
		受信側	18 —	22 —	37 —
特殊CT撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設</li> <li>共同利用率が5%以上</li> </ul>		(医療機関数) 492 (機器数) 516	(医療機関数) 510 (機器数) 535	(医療機関数) 588 (機器数) 626
特殊MRI撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設</li> <li>共同利用率が5%以上</li> </ul>		(医療機関数) 620 (機器数) 648	(医療機関数) 736 (機器数) 780	(医療機関数) 898 (機器数) 971
ポジトロン断層撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>断層撮影を行うにつき十分な機器、施設等</li> <li>核医学診断の経験3年以上、かつ所定の研修を終了した常勤医師1名以上 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)</li> </ul>		(医療機関数) 30 (共同利用率要件該当) 13	(医療機関数) 41 (共同利用率要件該当) 19	(医療機関数) 55 (共同利用率要件該当) 34

## 8 注射

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
外来化学療法加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な機器及び十分な専用施設</li> <li>※ 平成16年改正 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることという要件を削除</li> </ul>	209 1	343 2	709 19